

文化審議会 第2期文化施設部会  
博物館ワーキンググループ（第3回）

開催日：令和7年7月31日（木）10:00～12:00

場 所：文化庁 2階 文化庁第2会議室

議 題：1. 博物館の望ましい基準について  
2. その他

委 員：松田委員（座長）、半田委員（座長代理）、  
大原委員（オンライン）、佐々木委員、佐藤委員、杉山委員、田中委員、  
松本委員（オンライン）、御手洗委員、横山委員（オンライン）

文化庁：桐生課長、荒川補佐、中尾調査官、渡邊係員

【事務局（荒川）】 定刻を少し過ぎてしまいましたけれども、ただいまより令和7年度文化審議会第2期文化施設部会博物館ワーキンググループの第3回を開催いたします。進行を担当いたします文化庁企画調整課の荒川です。本日はよろしく願いいたします。

本日の部会は、松田委員、半田委員、佐々木委員、佐藤委員、杉山委員、田中委員、御手洗委員が現地で御参加されております。オンラインでは、大原委員、松本委員、横山委員が御参加をされております。山崎委員が本日は御欠席となっております。また、横山委員が途中で退席をされる予定です。

本日は、資料を事前に送付したものと机上にも御用意をしております。不備不足がないか御一緒に御確認をお願いいたします。議事次第と、続いて資料1をお配りしております。また、法令関係の資料をファイルとじて御用意しております。もし不備がございましたら、事務局まで挙手にてお知らせいただければと存じます。

また、オンライン参加での注意事項はメールにて御案内しておりますので、割愛させていただきます。

では本日、7月15日付で人事異動がございましたので、課長の桐生より一言御挨拶させていただきます。

【桐生企画調整課長】 皆様、はじめまして。7月15日付で企画調整課長兼博物館振興室長も拝命しております桐生と申します。よろしく願いいたします。これまで教育部局が多くて、文化庁、実は初めてでございますので、よろしく御指導いただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

【事務局(荒川)】 それでは、ここからの進行を松田座長にお願いできればと存じます。松田座長、よろしくお願ひいたします。

【松田座長】 それでは、議事に移ります。早速ですが、事務局より資料1「博物館の望ましい基準について」に基づいて説明をいただきます。その後、皆様方より御意見をいただければと思います。では、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局(荒川)】 今回、資料1を御用意しておりますが、こちら、大きく4つの章に分かれております。ついては、前回同様、資料1の各章を御説明し、委員の皆様から御意見をいただいた上で、次のテーマに移る形で進められればと思います。ただ、かなり大部の資料となっております、本日可能であれば、1章、2章、3章について御説明し、4章は進捗に応じて次回の議題とできればと考えております。こうした進め方でいかがでしょうか。

【松田座長】 御提案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【松田座長】 では、そのように進めてまいりましょう。

【事務局(荒川)】 ありがとうございます。では資料1、1の「前回のワーキンググループでの御指摘事項について」を御覧いただければと存じます。スライド3ページ目以降となります。こちらは、これまで既に議論いただいている条文を全て収録しておりますが、黄色着色、青字部分のところが今回変更を加えた箇所となっております。こちらに限りまして、手短かに御説明をさせていただければと考えております。

まずは、10ページ目を御覧ください。第3条、博物館の経営の部分に関しまして、2点御指摘をいただいております。1つ目、青字から先に御説明できればと思いますけれども、前回、「基礎的な運営費のみならず」という表現がございましたが、こちらが支出を意味する言葉ではないかという御指摘をいただきまして、「基礎的な運営資金」という言い方に變更しております。その上で、「のみならず」というつなぎ方ですと、それも含めて多角化と拡大を図るという流れになってしまいますので、「基礎的な運営資金を確保した上で」という言い方に修正をしております。

また、今回修正は行っていないんですけれども、前回、博物館への寄附が一般財源化されるのではなく、館の活動に使えるように「基金」という言葉、あるいは「持続的な」というような言葉を入れられないかという御提案をいただきました。御提案いただいた箇所、「活動の充実及び発展に向けた」という箇所だったんですけれども、こちらは第1条の第2

項から引いてきているフレーズでして、「発展」という言葉に持続性ですとか将来性も既に含意されているところ、また、御懸念としていただいた寄附を館の活動に使えるという意味では、「活動の充実及び発展に向けた新たな支援や資金等の確保に努める」というところで読み取ることができるかと思しますので、こちらについてはこのままとさせていただければと考えております。

続きまして、変更がございましたのが14ページになります。こちら、展示に関する第7条になります。第1項の中で、常設的な展示と特別の展示の定義を行っておりましたが、現状にそぐわないのではないかということで、1項自体を削除するという御提案をいただき、採用しております。

次のページ、15ページを御覧いただきまして、これまでの第2項が第1項に繰り上がる形となります。こちらにつきまして、1号から8号まで、展示を行う際に留意すべき事項を掲げる形で再整理を行っております。まずは、これまでの第1項の中で触れられておりました「所蔵資料だけでなく、他の博物館等から借り受けた資料等を用いる」というところにつきまして、第1項第2号にお入れしております。また、中には、文化財を直接博物館ではないところから借りるケースもあるということで、「等」を追記しております。

また、第3号に、これまで改正案の第2号のところに入れておりました図書、音声、映像、情報通信技術等を活用するというものを第3号に切り出しております。メタバースなどの御指摘もいただきましたので、「五感を使った体験的な展示や双方向性のある展示を行う」ということを追記しております。

第4号の部分で、館のミッションが利用者に伝わっているかという観点での工夫について御指摘いただきましたので、「利用者の来館状況やアンケート結果、行動の観察等に基づき、展示の改善を図ること」というものを新設しております。

第5号と第6号につきましては、「常設の展示」「特別の展示」というワードは残したほうがよいという御指摘がございましたので、第5号と第6号で対比する形で規定をしております。第5号は、これまでお示ししていましたが常設的な展示について、第6号と表現を併せて「常設の展示」とした上で、展示の見直しや更新を行うこと、第6号については、「特別の展示について、調査研究の成果を示すとともに、必要に応じて他の博物館等と連携し巡回展等の展示企画の造成を行うこと」を新設しているところです。

続きまして、17ページ、調査研究に関する第8条となります。こちらについて、これまで1項のみあったところなんですけれども、3項に分割をした上で、第2項の中で留意事項を1

号から3号まで規定しております。第8条の第1項で、調査研究の目的を狭めるような形で、調査研究、資料の収集、保管、展示の活動を効果的に行うためという目的があったんですけども、こちらを削除しております。他館との連携につきましては、留意事項の号のほうで規定する形に整理をしております。

第2項が新設となりますが、第1号で今申し上げた館の連携の強化、第2号において「調査研究の成果を、論文や報告書等により公表すること」。第3号において、「前号の成果を、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動に反映すること」というものを加えているところです。

続きまして、18ページになります。第14条の職員に関する条ですけれども、こちら、経験については、館長の要件として必ずしも必要ないのではないかという御意見をいただき、「識見及び経験」としていたところを「識見」のみに変更しております。

もう1点、第2項の「常勤の者をもって充てるよう努めるものとする」というところにつきまして、こちらについては、人口減少の中でこういった規定を設けるのは時流にそぐわないのではないかという御意見をいただいたところではあるんですけども、今年度の経済財政運営と改革の基本方針におきましても、会計年度職員等をはじめとした方々の常勤化を目指すことが規定をされておりますので、こういった方向性で定めることも有意義ではないかと考えているところです。

続きまして19ページ、こちらは第14条の続きになりますけれども、第5項におきまして、多様な人材を実情に応じて確保するというもので、例示している内容が適切かという御指摘がございまして、見直しを行い、これまで「経営管理、教育普及」としていたところを「教育普及」を削りまして、「資金調達」とさせていただいております。

続きまして20ページに、第15条、人材の養成及び研修になりますが、この中で、倫理規定や行動規範について自館で定めるケースもあるという御指摘をいただき、第3項の「当該博物館が自ら選択する倫理規程及び行動規範」としていたところを「当該博物館が自ら策定又は選択する倫理規程及び行動規範等」という言い方に修正をしております。

第1章につきまして、変更点は以上となります。

【松田座長】 御説明ありがとうございます。それでは、ただいまの第1章につきまして、委員の皆様方から御質問や御意見があればお願い申し上げます。いかがでしょうか。

【松本委員】 よろしいでしょうか。

【松田座長】 松本委員、お願いいたします。

【松本委員】 16ページの展示、調査研究のところの改正案の5、6のところなんですけれども、特に6のほうで、「特別の展示について、調査研究の成果を示す」というところで、その前項の常設の展示というのも、実は調査研究の成果というのが反映されるものでもあるので、特別の展示について調査研究の成果を示すというのだと限定的に聞こえるようなところがあったので、もう少し表現を膨らませられないかなという気がしたんですけれども。

以上です。

【松田座長】 御意見ありがとうございます。どうでしょうか。事務局、レスポンスをお願いいたします。

【事務局（荒川）】 御指摘ありがとうございます。調査研究の成果を博物館の活動全般に反映するという観点では、第8条の調査研究の中で、第2項第3号で、「収集、保管及び展示等の活動に反映する」というところで広く拾っているところです。こちらの第6号につきましては、特に特別展についての御指摘として前回承った部分で追記をしているんですけれども、もし特別展についてだけではないのではないかとということであれば、むしろ展示等に反映するというところは調査研究のほうで既に記載しておりますので、「調査研究の成果を示すとともに」の部分削除してもよろしいのかなと思いました。いかがでしょうか。

【松田座長】 松本委員、いかがでしょうか。

【松本委員】 松本です。今の方向のほうがかえっていいのかなと思います。ここで重複して特別の展示だけに調査研究は強調するようなことになるよりは、今おっしゃっていただいたような修正のほうがよろしいかなという気が私はいたしました。

以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。私自身もそのように感じますが、ほかの委員の皆様方もその方針でよろしいでしょうか。では、そのように文言調整していただければと思います。そのほかに御質問や御意見ございますでしょうか。

佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 瑣末なことかもしれませんが、6項「展示企画の造成を行うこと」とありますが、「造成を行う」は聞き慣れないというか、現場でもこんな言葉は使わないので違和感がありました。「展示を企画すること」など、分かりやすい言い方にしたほうがいいと思います。

【松田座長】 佐々木委員、ありがとうございます。「展示企画を行うこと」でいいのかなと思いましたがけれども。

では、杉山委員、お願いいたします。

【杉山委員】 「巡回展」という言葉は非常によく使う言葉ですが、かなり口語的と思うんですね。特別の展示において、複数の博物館で連携して企画し、それぞれを会場として、巡回的に開催するうち、奨励したいことは、複数館で協力して企画することだと思うので、書きぶりを変えてもいいのかなと思います。

あと3項ですけれども、現行は、展示の効果を上げるため、いろいろするということが言っていますが、改正案は、いろいろする展示をすることと読めてしまうんです。もちろん、博物館資料実物と様々な情報通信技術を活用したコンテンツを相並べ構成して、高い展示効果を得られるものもあるんですけれども、実物を見せることが本旨という展示もかなり多くあるので、やはり、展示の効果を高めるために行うことを拡張させていったほうがいいのかなと思います。館によっては、モニターを入れたり、といったことよりも、例えば、お茶道具の展示なら、誰かお茶を点てられる方がいて、帰りに1席味わうことができるとか、そういうようなことでも非常に展示の効果が高まると思いますので、この辺はもっと現場の多様性とその可能性を反映するような文言のほうがいいかなと思いました。

【松田座長】 事務局、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 ありがとうございます。今の「巡回展」につきましては、口語的な表現なので言い換えを検討したほうがいいという御指摘でよろしいでしょうか。

【杉山委員】 はい。

【事務局（荒川）】 もう1点の「展示の効果を上げるため」という部分、改正案の第1項第2号の冒頭で使っていたんですが、借り受けた資料を使うというところについてはあまりなじまないかと思い削除したんですけれども、これを第3号の「図書、音声や映像、情報通信等を活用し」の冒頭に入れるとよいのではないかという御指摘でよろしいでしょうか。

【杉山委員】 そうですね。展示の効果を高めるためにこれこれをするというのが多分現行案だと思うんですけれども、今はこれこれするのが展示だよって言うように読めてしまうので、館種や業態によってはなじまないこともあると思うので、やはり展示の効果を高めるために、博物館資料を単に並べるだけじゃなくて、いろいろな体験価値を高めることをしましょうよということを奨励する、アナログで人本位で価値を高めている現場もたくさんあり、それらの可能性は非常に高いものがあると思うので、そういう多様性

みたいなものが反映した文言のほうがいいかなという意見です。

【松田座長】 事務局よろしいでしょうか。お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 6号の部分で、さっき巡回展の話でこうしたほうがというのがあったんですけども、こちらで修正した意図としましては、ほかの博物館、複数の博物館で連携して企画をしていくという部分で、より魅力的な展示ができるという部分もあると思うんです。博物館法3条2項の精神ですけども、その中で、必ずしも巡回しなくてもいいと思うんです。なので、最後の「巡回」というところにくっつけてしまうと、それだけが目的に見えてしまうので、複数の博物館と連携して展示企画をすると、また、それが回っていくこともあるよというような形で、今は「巡回展等の」というのはそういうことでやっているんですね。だから、巡回だけを目的にしているわけじゃないという部分だけ補足しておきます。なので、修正の際にはその辺りの精神を盛り込めたらと思うんですけども。

【松田座長】 補足の御説明ありがとうございます。

大原委員、お願いいたします。

【大原委員】 ありがとうございます。言葉遊びになってしまうかもしれないんですけど、3項と7項、五感を使うということをあえて書いた上で、別の項目でハンディキャップのある人たちって書くと、何となく3項がいろいろな情報の取り方のところ、排除もあるようにも思えるので、五感で感じる様々なところというのは、ユニバーサル化とかというところで、3項と7項をまとめられないかなという気が少ししました。

【松田座長】 御指摘ありがとうございます。3項と7項をまとめられないかという御指摘でした。

【大原委員】 場所を間違えていました。五感でということと高齢者。

【松田座長】 合っております。3号と7号ですね。失礼いたしました。

お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 事務局、中尾です。大原委員、ありがとうございます。今の御意見、非常にそうだと思うんですが、「五感を使った体験的な展示」ということが、すなわち子供とその保護者、高齢者、障害者という非常にインクルーシブな方々に向けての展示というわけじゃないと思うんです。この方々に向けて、それこそ点字解説であるとか、様々音声ガイドを用意するとか、障害者に向けての展示という部分と、五感を使った展示というのはすなわちイコールではないという部分があるので、まとめてしまうと、そ

の辺りが切り離せなくなってしまうのかなという気がして、今分けているほうがいいのかなどは思うんですけども、いかがでしょうか。

【大原委員】 ありがとうございます。全然別のものということは理解しているつもりです。なので、あえてこう書くことで、かえって五感の中にハンディキャップのある方を排除する印象を与えるのではないかという懸念だけです。なので、別にこのまま残されてもそれは構わないです。あえてユニバーサル化するものだけを入れるわけではなくて、もちろん目の見えない方がいることは分かるけれど、視覚的に面白い展示をすることも3号には入っていると思うので、繰り返しになりますけど、あえて1つにしなくてもいいですけど、何となく、ここ、排除の論理が見えないかなという懸念です。

【松田座長】 事務局よりレスポンスがあるということでお願いいたします。

【事務局（荒川）】 ありがとうございます。当初「五感を使った」というところを検討するに当たって、「視覚だけでない」みたいな表現を使っていたんですが、やはりそれも障害をお持ちの方への配慮に欠ける表現かなと思ひまして、「五感を使った」に変えたところではあるのですが、さらにそれでもやはり配慮に欠けている部分があるのかなと、今の御指摘を受けて感じたところです。ですので、今の「体験的な展示」というだけでも、感じる部分がいろいろあるということが含意されますので、「五感を使った」については削除でよろしいのかなと思ったところです。いかがでしょうか。

【松田座長】 それで良いように私は思いました。ほかの委員の方々から、この点について何かありますか。ないようであれば今の方針、すなわち「五感を使った」を除くということで進めていただければと思います。よろしいでしょうか。大原委員もよろしいでしょうか。うなずいていただきました。そのほか、第1章に関しまして。

半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 杉山さんが御指摘いただいたのは、3項というのは展示全体に関して、図書、音声、映像、情報通信技術等を活用した双方向性のある展示を行うことが、展示の基本としてそのほうがいいんじゃないというふうに読めちゃうよねということですよ。

【杉山委員】 言葉からですね。文字面からということです。

【半田座長代理】 だから、1項、2項に、調査と研究に基づく正確な資料を用いて、2項が変わっていて、本来展示をする際に、所蔵資料のみならず、図書、音声、映像、情報通信技術を活用して、より実物資料の展示を理解できる方法として、そういったものも補完的に使うことで、展示全体がより利用者に効果的に情報が伝わるように工夫してください

ねという流れになるべきだということですよね。

【杉山委員】　　そうですね。博物館資料の収集の成果公開としての展示と位置づけたときに。

【半田座長代理】　　ということですよね。確かに3項だけを見てみると、展示というのは、実物はともかくみたいな感じに受け取られるニュアンスを含んでいるという感じがするので、意味的には、実物はもとよりという感じなんですよ、きっと。

【杉山委員】　　そうですね。

【半田座長代理】　　そういう意味では、3項の頭に一言入ると、より3項の意味が分かりやすくなるかなと感じました。

【松田座長】　　事務局、お願いいたします。

【事務局（荒川）】　　今杉山委員からいただいた御指摘を踏まえて、第2号にもともとありました「展示の効果を上げるために」という文言を第3号の冒頭に入れてはいかがかなと思っていたところですが、いかがでしょうか。ですので、第3号が「展示の効果を上げるため、図書、音声、映像、情報通信技術等を活用し、体験的な展示や双方向性のある展示を行うこと」。

【佐々木委員】　　行うんじゃないかと、工夫なんじゃないかと思うんですよ、むしろもともとあった。手段なので。

【事務局（荒川）】　　であれば、双方向性のある展示を工夫すること。

【佐々木委員】　　文章がうまくつながればいいんですが。

【松田座長】　　第1項第3号の冒頭に「展示の効果を上げるため」と入れ、最後の辺りの文言調整をどうするかを考えていただくということでいかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

【松田座長】　　第1章、時間の限りもございますが、まだ御意見がございましたら手短にお願いいたします。

私から1点だけ。19ページの一番下、第14条第5項のところで、「教育普及」を取ったのはどういう理由でしたでしょうか。「経営管理」を「資金調達」にしたのは覚えているんですが、エドゥケーターを外して良いのかなと、ふと思いました。教育普及はどのみちなされておき、所与のことだから外すということだったのでしょうか。ちょっと経緯を思い出せないのをお願いいたします。

【事務局（荒川）】　　事務局から御説明をさせていただきます。第5項については、実情

に応じて多様な人材を確保するという一方で、博物館がこれから対応しなければならない様々な事象に対応するための専門性をお持ちの方々がおられると思うんですけども、そういう追加的な業務の部分、本来の博物館の基幹業務ではない部分については、実情に応じて確保しようというのを第5項で規定しているという趣旨でして、その意味で教育普及に関しては、エデュケーターとか新しい形で事業に関わっておられる方もおられますけれども、教育普及については、もともとの博物館の根幹の業務だということで落としたという経緯です。

【松田座長】 ありがとうございます。リマインドしていただきました。納得いたしました。

大原委員、お願いいたします。

【大原委員】 時間がないときに申し訳ありません。同じ第14条の5項で、私は資金調達が博物館の将来の理想的なところに入るのにはどうしても抵抗があります。私の財団は、小さな博物館と大原美術館と2つ経営しているんですけど、それぞれの館に資金調達者を置くことが理想だとはどうしても思えないんですね。資金調達は財団側の仕事だと思います。とはいえ、現状ではなかなかそのところは難しいと思うんですけど、これからはまだまだ小さな博物館がたくさんあって、それがだんだん合併されていって、1つの運営主体の中に小さい博物館があるような未来がもしも見えるのだとしたら、やっぱり資金調達をどこがやるかというのは、今後でいいんですけど、慎重な議論が必要なのではないかと思います。

それから、今回変更されているところではないんですけど、第6条のところ、資料の収集に購入が入っていないのは何でしたっけ。寄贈とか寄託とかで、ここに購入がないことに違和感がありました。

【松田座長】 御指摘ありがとうございます。2つの事柄を御指摘いただきました。第14条の第5項、それから第16条についてでした。最初の点につきましては、確かにそのような未来が見える気がいたします。すなわち、各地の小さな博物館の統合・合併が進む流れが何となく見えるような気がします。それでも各館で資金調達を行うということで本当に良いのかという御指摘でした。いかがでしょうか。事務局、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 少し御質問になってしまう部分もあるんですけども、第5項については、実情に応じて確保するという一方で念頭に置いていますのは、例えば複数館で1名の方を雇用してパートタイムで来ていただくとか、通常の学芸員で、この基準の中で求め

ているような正規の職員としてではないような形も含めて、柔軟に確保していきましょうというのが第5項の意図するところなんですけれども、資金調達については、むしろ基幹的な業務としてきちんと対応すべきだという御指摘という理解でよろしいですか。

【大原委員】 はい。ありがとうございます。

【事務局（荒川）】 承知いたしました。その意味ではもともと、前回も中尾から申し上げましたが、こちらで想定していたのがマーケティングとかファンドレイジングとか、そういった役職で働いておられるような方々を想定して、もともと「経営管理」という言葉を入れていたんですけれども、経営管理は基幹業務ではないかということで、この表現を、ファンドレイジングを念頭に「資金調達」という形で言い換えを行ったのですが、やはりそれでも、基幹業務に近い位置づけがふさわしいのではないかということですよ。

【大原委員】 はい。1つの設置主体が複数のミュージアムを運営する場合、それぞれのミュージアムが独自でマーケティングをするよりも、ミュージアム間の相乗効果によるマーケティングとか資金調達のほうがずっと効果的だと思うんです。だとしたら、ミュージアムの仕事ではなく、設置者の仕事ということに分けたほうがいいのではないかというのが私の考え方です。

【事務局（荒川）】 ありがとうございます。確かに設置者の責任の中で必要な資金の確保を記載しているところですので、そういう意味では、資金に関する部分、特に博物館を維持管理していく面での資金というところは、設置者の責任ということは望ましい基準でも記載しているところだなと思っております。その意味で、各館においてこういった職員を規定する必要があるかどうかというところは、委員の皆様から御意見をいただけますとありがたいです。

【松田座長】 いかがでしょうか。

半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 大原さんのおっしゃることは、結局、5項の「博物館は」というところを、「設置者は」としたほうが実情にそぐうんじゃないか、また、あるべき姿を示しているのではないかとこのところにおいては、5項が言っている意味的には私はそれはそのとおりだと思います。現実的な問題として、規模が非常に多様な、特に中小規模の博物館自体が、こういう専門的な人材を博物館の中に配置するように努力することと言われても、現実的に対応不可能な博物館が非常に多いという状況で、やっぱり複数館をまとめて財団が管理しているとか、市町村も複数館を一元的に管理する方向に行く可能性が多いと思

ますけれども、そうしたときにこういう行為を行う責任の主体はどこにあるのかという、やはり博物館の現場ではなくて、それを設置運営している設置者ではないかという考え方のほうが現状にそぐっていると思いますので、そこに即して何か文章を考えることはできないのかなと思ったところです。

【松田座長】 中尾調査官、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 事務局、中尾です。人材確保に関しては、これは基本的には設置者で予算を見ていくという部分、ベーシックインカムの中で見ていくというのがあると思っています。もちろん単体で経営されている博物館もありますので、設置者とイコールの博物館もあると思いますから、ここは様々あるとは思うんですけれども、そういった意味では、様々な職員を確保すること自体、設置者の責務である。これは何も反対しないんですけど、ここでは望ましい基準として、どのような人材が必要かということを書かせていただいているつもりなんです。

資金調達という部分に関しても、各館で持つ必要はないということはよく分かるんですけれども、ここは各館で持つことを規定しているわけじゃなくて、博物館においてそういった職員、人材が確保されるのが望ましいということを書きたかったんです。恐らく引っかけりとして出てきているのは、「博物館は、その職員として」という部分が、博物館が職員として抱えるんだと読めてしまうのかなと感じたところです。そうなりますと、「その職員として」という部分を外してしまって、例えば「博物館は、資金調達、渉外、広報、デジタル化等の専門性を有する多様な人材を実情に応じて確保する」とすれば、設置者が人材を抱えて博物館に横断的に配置するというような形も入ってくると思うので、非常にスムーズに読めるようになるのかなということが1つ。

それとやっぱり、こういった多様なミュージアムプロフェッションに関しては、国際的な議論、特にICOMとか、こういったところにおいても、当然ながら資金調達の専門家というのも名前を挙げられております。そういった意味でも、これから日本の博物館がどういふふうになるのかという部分の議論の中には、多様な人材をどのように生かして確保していくんだというような意味合いのものは、望ましい基準として入れておくべきだと考えているところなんです。そのためにこの書きぶりとして、「その職員として」という部分が落ちればスムーズに読めるのかなと思ったところでした。

【松田座長】 いかがでしょうか。「その職員として」を取るという御提案でした。

半田委員、それから大原委員の順番でお願いいたします。

【半田座長代理】 中尾さんの御説明されたことは御説明としては理解できるんですけど、逆にガバナンスを担っている設置者とオペレーションを担う現場の真ん中にマネジメントがあると考えたときに、資金調達を担う職員も博物館現場にはこれから必要になっていくとか、それ以降の渉外、広報、デジタル化等についても、専門職員が現場にいたほうが博物館の活動拡充には効果的ですよねということは、みんなコンセンサスは持てると思うんですけど、逆に設置者からすると、もう決まっているパイの中で、こういう職員が必要だという状況が求められているのであれば、その決まったパイの中で君たちが考えなさいという形で仕事として振られてしまう可能性を感じます。このことは、ガバナンスも含めた博物館の経営として考えると、逆にリスクになるわけで、そのリスクは誰が取るのかというと、やっぱり設置者じゃないのという責任のありどころはもうちょっと明確にならないのかなという感じはするんですよ。

今の博物館の現場で、博物館のマネジメントとして、こういう職員を自分たちが与えられているパイの中でどう配置していけるのかということをも具体的に検討できる博物館って、そうないというか、ほとんどないような気が正直するんですけど、その部分がちょっと引っかかりますね。

【松田座長】 大原委員、お願いいたします。

【大原委員】 ありがとうございます。半田委員がおっしゃったこととほぼ同じです。設置者がミュージアムをつくったときに、あと資金調達、博物館よろしくって言わなく、やはりつくったからには、運営の責任を設置者に持たせることも博物館として必要なんじゃないかなとは思っておりました。

【松田座長】 横山委員、お願いいたします。その後、事務局よりレスポンスということをお願いいたします。

【横山委員】 私は、すみません、ちょっとお名前があれしちゃったんですけど、「その職員として」というのを外すところでもいいと思うのが、設置者と博物館を運営しているところがはっきり分かれていないところもたくさんあるし、実際それが同一であったり、設置者よりも博物館の職員自体というか、運営している側が、何で資金を調達しなきゃいけないのかって、何が必要なのかを一番分かっているのは現場にいる側の美術館の職員だったりするので、これも実情に応じてということと、リマインダーとして、こういうことを今の美術館は考えることも、今までのだと、資金調達を何で私たちがって思う小さなところはあってもいいんですけど、そういうこともあるんだよというリマインダーとして

私は残してもいいんじゃないかなと思いました。

【松田座長】 ありがとうございます。意見が分かれてまいりました。この場でコンセンサスが取れるか。時間の都合もあるんですが、事務局、いかがでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 事務局、中尾です。とても大事な議論だと思っています。この議論に関しては、博物館がこれからどうあるべきかという部分で考えていく部分もあるかと思っています。意見が分かれるのは、恐らく博物館とはこうあるべきという議論と、これからどうするんだという議論とが多分ずれがあるのかなとも感じています。2000年までの日本の社会は、人口はどんどん増えてきて、税収も増えてきて、自治体も、その増えた分を配分していくというような形で運営されていたと思うんです。日本は公立博物館が非常に多い国ですから、どうしても公立博物館を中心に考えてしまうんですけど、これは私立においても恐らくは同じことです。社会が変わってきてしまっている。

2000年以降、21世紀になっていくと人口が減ってくる、税収は減ってくる、経済はそれほど上向いてないという状態の中で、博物館の予算は、どんどん減っていていますよね。例えば公立館だけで考えれば、予算がどんどん減っていく中で、資金調達を考えない場合に、博物館の経営資源がひたすら減るのを我慢するしかない状態になってしまいます。これを博物館単体でどうにかしてくれという意味では当然ありません。そういった意味で、「その職員」という部分は外してもいいとは思っていますし、文化庁でいま進めている専門人材派遣など、様々な方法でそういった人材を確保する手段を講じているところです。

ただ、そういったことを考えていかなければ、今後の減少していく社会の中で博物館をどう維持するのか、どう発展させるのかという部分に関して議論が広がっていかない気がします。なので、この部分に関しては非常に大事な議論だと思うので、少し今そういったお話をさせてもらいました。答えはなかなか難しいと思うんですけども、そういった考え方で入れているということは御理解いただけたらと思っています。

【松田座長】 どちらの立場も明瞭だとは思います。

荒川さん、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 もう1点事務局から補足なんですけれども、博物館の設置者の責任をどう規定するかという部分、この望ましい基準全体が、実際には博物館だけではなし得ないような部分も含めていろいろと規定してきたところなんです、「博物館は」という主語しかなかったところに、今回の検討の中で、第2条に初めて「博物館の設置者は」という文章を入れて、ここで博物館の事業全体をカバーするような書きぶりで、現状、第2条の第

1項、「博物館の設置者は職員の確保及び処遇の向上も含めて必要な措置を講ずる」ということを、ある意味全体にかかる趣旨でお入れしているところで、もし個別の条のところの中でも博物館の設置者の責任を記載していくとなると、各条についてどのように設置者が関わるのかということまで明らかにしていく必要が出てきますので、博物館の設置者の責任を規定するという趣旨であれば、今の第2条の第1項で読めるような形で記載していくのが望ましいかなと。また、その点については、第2条の第1項に、博物館の設置者の責任は閉じるものではなく、この望ましい基準全体を博物館が実行していこうとするときに、当然設置者の協力が不可欠であるというようなことは施行通知などで補足することもできるかなと考えているところです。

【松田座長】 御説明ありがとうございます。

大原委員、再び挙手ということでお願いいたします。

【大原委員】 おっしゃることはとてもよく分かって、これから予算が減っていく中でどうやってとか、博物館が資金調達をしなきゃいけない現状はとてもよく分かります。そういう現状に対して、皆さんがとても頑張って闘ってくださっているのも分かった上で、やはり私としては、予算を減らす自治体が設置主体であるのならば、自治体が自分の自治体にミュージアムがある価値をしっかりと理解し、予算を割くべきだと思うんです。それは国も同じです。やはり日本としてミュージアムのある意義、価値を理解できれば、そこにお金が出せるはずで、そこをなぜ現場で頑張っている博物館がお金を稼ぐところまで考えなきゃいけないのかというもやもやがずっとあって、私、何度も何度も同じ話を蒸し返していて申し訳ありません。なので、皆さんが苦勞なさっていることも分かるので、御提案のままお進めいただいて構いません。

【松田座長】 事務局、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 その意味では、まさに大原委員に御指摘いただいたような、設置者がきちんと博物館の維持運営を担っていくというところが、今回、先ほど申し上げた第2条で実現したというところかなと思っているところです。また、大原委員から先ほど「購入」を資料の充実の文脈で触れる必要はないかという御指摘をいただいたんですが、対になる概念として「売却」もあるところですけども、11ページ、第6条第2項のところ、博物館資料の充実、活用に向けて、「寄贈、寄託、借用等における資料の充実や」という、この部分で購入も触れてはどうかという御提案だったかと思うんですけども、さらに後半で、「再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた資料管理の在り方について検

討する」と。この時点でかなりたくさん例示を行っておりまして、その中で、前回までの御指摘の中で出てきた文言を拾わせていただいたところではあるのですが、購入を入れるのであれば、併せて売却もセットとなる概念かなと思われるのですが、これらについてどこまで博物館全体で一般的な取組なのかなという部分がありまして、これまでは「等」の中で読めると事務局としては考えてきたところですが。もし特に入れたほうが良いという御指摘がございましたらお願いできればと存じます。

【大原委員】 ごめんなさい。私、これ入れたのも、さっき申し上げた自治体が予算を減らしていることでのちやもやもあつたんです。なので、やはり自治体が自分の自治体のミュージアムとして購入せずに、寄贈や寄託ばかりしていて買う努力をしない、その予算を割かないところの思いもあって、あえて購入と申し上げました。ただもちろん、ここに売却を入れていいのかどうかという議論も考えますと、「等」に入れていただいてもいいと思います。失礼いたしました。

【中尾博物館支援調査官】 事務局、中尾です。長くなって申し訳ないんですけども、資料の収集、保管の今の議論に関しましては、これまで収集という形で、収集方法については書かれてなかったところを開いたので、購入という部分が落ちてしまったのかなとは思っております。ここは売却との関連もあるんですけども、少し検討したいと思っております。

最後に、先ほどの資金調達のごことで、少しだけ政府の立場として、誤解を招いたらまずいので少しだけ補足したいと思うんですけども、申し上げたいことは、大原委員がおっしゃっていることと完全に一致していると思っております。博物館の価値を認めていただいて、そこに投資していただくという観点は、公立においても、また私立とかで寄附を集める際においても同じだと思っております。資金調達という形で書いてしまうと、お金を集めるだけの行為が目立ってしまうんですけども、本来資金調達、寄附を集めるという行為はパブリックリレーションズという、公共と望ましい関係を結んでいくための、PRという部分と非常に密接に関係していると思っておりますし、PRにおいては、博物館の価値や魅力を社会と共有することが基盤にあると思っております。設置者である自治体から、予算を増やしていただくということにおいても価値の共有が必要になりますし、また、寄附を募っていくことにおいても価値の共有が必要になりますし、何か物やサービスを売るということになっても、その価値が共有されないと売れないという話になってくるので、全てが価値の共有ということにあると思っております。そういった手段を世の中に広げていくと

いう部分をやっていくことも資金調達の一環だと思っていますし、それが基盤にないと資金調達はできないと思っています。

なので、公共からお金を引っ張る、予算を増やしていただく、持続させるという部分に関しても、「資金調達」という言葉が適切かどうか分かりませんが、非常に大事な取組としてやらなきゃいけないこと、博物館の価値の魅力を発信しなきゃいけないことの一環だと捉えていますので、こういった文言を入れたところです。なので、どんどんお金を稼いでねという意図で入れているわけではないことだけは共有しておきたいと思います。

【松田座長】 時間の制約もあるんですが、横山委員、挙手されましたのでお願いいたします。

【横山委員】 すみません、時間がないところ。あと30分で退出しなきゃいけないので、あと今さらかもしれないんですけど、今、大原先生のおっしゃったあれで、私は販売、購入もそうなんですけど、「寄託」という言葉にちょっと引っかかってしまったのが、寄託というのは日本の美術館特有なので、あまり海外にないケースで、寄託こそ次の美術館で考えなきゃいけない。昔の場合の寄託はあれだと思うんですけど、例えば公共の美術館の場合、何で公共のお金で個人の収蔵庫に使われている、すごく言い方を悪くすると収蔵庫に使われているという状態で、それで美術館の寄託作品だということで価値が上がって、今やっぱりすごく日本のモダンのもとかにいつてしまう、私は海外で勤務しているので、すごくそういうマーケットが上がってきて、美術館の寄託作品を取り出して販売して、それが価値が上がっていったってなると、その美術館は何十年も、例えば、もちろん展示で使うことも、目玉作品になったりとか、いいこともたくさんあると思うんですけど、長い基準で考えると、個人の寄託というのは海外で本当に聞かない話なのと、在り方が少し間違っているんじゃないかなというのを私はすごく思っていて、それが最近すごく、寄託作品だったというものへの価値と、それを出したって、さっきの売却にもつながると思うんですけど、それを美術館のものを出して販売してってなると、じゃ、何のために預かったり収蔵したり保管したり、いろいろリサーチしていたのかなと、両方の部分はあるんですけど、寄託というのは、次の美術館をこれから考えていく意味では検討したほうが、なくなることはないと思うんですけど、それを推奨するような、1番のここに入れなくてもいいんじゃないかなと。それを応援しているようになってしまうので、寄託はなるべく今後は外していったほうがいい、フェイドアウトしたほうがいいなと私は思っているので、その言葉をデフィニションを今変えるというのではなくて、ここからは外す。失礼しま

した。

【松田座長】 ありがとうございます。

事務局、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 御指摘ありがとうございます。今、情報提供いただいた内容を改めて事務局で検討させていただきたいと思うんですけれども、事務局の側でもともと寄託を入れた背景としましては、文化庁としては今寄託を推進する立場にございまして、登録美術品制度という制度を設けているんですけれども、個人の方が持っている価値のあるものを、個人の方が所有しているだけですと一般公衆の方は見ることができないわけですが、寄託という形を促すことで一般の方々へのアクセスを担保するという趣旨で寄託を奨励してきた部分にございまして、それでこの表現を入れさせていただいたのが背景です。また改めて検討させていただいて、次回御報告できればと存じます。

【松田座長】 ありがとうございます。

佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 1点だけ手短に。さっき購入と売却がセットになっているという発言がありました、セットではなく一方的な購入は普通の話なので、文化庁の中で認識を共有しておいてください。

【松田座長】 半田委員、田中委員。重要な論点ですので、時間のことは気になりますが、お願いいたします。

【半田座長代理】 14条5項のことなんですけど、中尾さんが言われるように、国の政策とか、国も自治体も同じ状況にあるということは理解していて、その上で、この5項をどうすればいいのかといったときに、中尾さんがすごくいいことを言ってくださったと思っていますよ。要は、お金のパイも小さくなるんだから、あとは自分たちでやりなさいと言っているわけではないということ的前提にしたときに、この文章というのは、博物館が社会的価値を高めていく、それを分かってもらうことが今すごく必要であって、そのために、それぞれの博物館も、社会的価値を社会に伝達する効果を高めていくように努めてくださいねという意味に読んでもらえると、ここはすんなりくるなと思いました。

【松田座長】 田中委員、御手洗委員、この順番で行きましょう。田中委員、御手洗委員ということでよろしいでしょうか。

【田中委員】 あまり時間がない、時間がないと言われるとプレッシャーなんですけど、先ほど資金調達の話がいろいろ出ているので、恐らくこの辺って、欧米のミュージアムを

参考にしているのかなという気が非常にして、確かにアメリカのスミソニアンとか巨大な組織だと、そういった部署が各館ごとにあって、本部でもそういった、さらに取りまとめるファンドレイザーがいてとかという状況があるんですけども、これもアメリカの事例で、潤沢に予算がある程度ついていた時代はよかったんですが、だんだん、だんだん連邦予算も少なくなって行って、資金調達をせざるを得なくなってきて、そういった部署ができていったという経過があると聞いたことがあるのと、あと、「資金調達」という翻訳の仕方がよくないのかなという感じはして、スミソニアンとかだと、こういった部署はデベロップメントという部署なんですね。オフィス・オブ・デベロップメントという。でも、デベロップメントって開発とかって言われると、何かぴんとこないですよ。開拓する、開発する、新しい販路を見つけていくみたいな感じなので。さっきの博物館の魅力を伝えるというのも、こういう魅力があるから資金提供してくださいねという説明をしていくというところがあるので、資金調達って金の亡者みたいな感じで、とにかく金くれみたいな感じがしてしまうので、いつもデベロップメントっていい翻訳ないかなって思っていたんですが、その辺の、さっきのパブリックリレーションという話も出ましたけど、何か別の言い方にしたほうがいいのかないかなというのは聞いていて思いましたというのが1点。

あと、職員のところについて言うと、博物館法が改正されるとき国会の附帯決議の中で、学芸員の社会的地位向上とか雇用の安定とか処遇改善に努めることとかというふうに、博物館職員の充実を図るため財政的支援にも努めることを明確にされているところがあるので、社会的地位の向上とか雇用の安定とか財政的支援というところが、この改正案の中ではあまり反映されていないのかなというところがあるので、職員数が不足している、パイが云々というところで、ない袖は振れないというのはよく分かるんですが、そういったところを何か盛り込んでいけたらいいのかなとは思いました。

以上です。

**【松田座長】** ありがとうございます。田中委員でした。

では、御手洗委員、お願いいたします。

**【御手洗委員】** 御手洗です。ファンドレイジングアドバイザーの御手洗なので、今の話だと、金の亡者かもしれない。(笑) いや、でも、実際に私たち、ファンドレイズという、ファンドレイザーとして活動しているんですけども、やはり適切な言葉じゃないなって自分の中でももやもやしているんですけど、じゃ、適切な言葉って何だろうというのが自分自身も見いだせてないので、皆さんとこういった議論ができるのはすごくうれしく思っ

ています。

資金調達のところでお話しさせていただくと、私も実際にいろんな文化庁さんの事業で、博物館さんの資金調達の相談に乗るというのを昨年ですかね、私も関わらせていただいている中で、実態としては、本当にそれぞれの博物館さんが資金を確保していくことに非常に悩まれて困っているというのが実際に対面して感じています。

実際にどういう方とお話しするかというと、設置者である方とお話しするときもあれば、一学芸員の方が私の前に来て相談をしてくださる場合もあるので、今その責任をどこが持つべきなのかというお話の、いわゆるあるべき姿、ありたい姿の議論も大事なんですけれども、今実際に実態として困っている方ですよ、切実に資金が必要だと思っている、何とかしなければならぬという実態は、いろんなロールの方、期待役割の方が感じていらっしゃるというところが現状としてあるよというところですよ。

それを踏まえてこの文章を見ていったときに、私がアドバイザーとして感じるのが、やはり博物館の設置だったり実際の博物館のスタッフさんとして専門性を有する人材、要は、いわゆる私のようなファンドレイザーを置いていくのはかなり難しいかなと思う一方、アドバイスしていくと、今中尾さんもおっしゃっていただいた「資金調達」という言葉が、お金を獲得するだけではなくて、社会的な意義を伝えていく役割なんだよとか、そのためにこういう工夫していくところ見えるよねとか、そういった、ここに書いてある資金調達だったり広報だったりデジタル化というものが手法として世の中にあって、それを博物館もしくは設置者としてそのスキルを持っておくと、より効果的に資金調達ができるよということを知っておくことに価値があるのかなと思うんですよ。

要は、専門性を有する人材がいるのではなくて、組織とか文化として意識を持っているということが大事ですよというのが、私がサポートに入らせていただくと、学芸員さん一人一人の、例えばパラダイムシフトが起きたりだとかというのを見ているので、感じるので、文章にどう表すかは非常に難しいんですけども、設置者もしくは博物館として、こういった資金調達とか広報とかデジタル化とかという部分を意識できるような、期待役割、責任として持つというよりは、こういう手法があるよということを知って、それを活用すると、さらに発展するよというような、抽象的なんですけれども、そういった文章が書けるといいのかなと感じたところです。

以上です。

【松田座長】 御手洗委員、ありがとうございます。かなり重要な論点を突いていると

思います。設置者も博物館の職員も資金調達のことをもっと意識しないといけない、というのは全員合意すると思いますが、それを各館が努力すべきこととして書き込んだときに責任がどうなるのかという、そこだと思います。当初、第1章についての議論は35分に終わるという進行表の予定でした。30分超過しております。しかし、やっぱり議論してよかったですと感じております。

いろいろな論点が出てまいりました。「デベロップメント」という言葉、「資金調達」という言葉、資金調達は設置者の責任なのか館の責任なのか。また、資料購入の問題もございました。座長からの提案なんですけど、一旦ここで第1章は切り上げる。ただ、とりわけ第5項は次回にまた何らかの形で議論する時間を設けられると思いますので、継続審議にしてはいかがでしょうか。今回論点が明らかになりましたので、これらをぜひ意識しながら、幸い2週間後ぐらいにまた次のワーキンググループが開催されますから、そこでもう一度もむということですね。それまでに各自が冷静になってもう一度考えてみるということはいかがでしょうか。

事務局、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 今、座長に整理していただいたとおりの進め方でできればと思うんですけども、1点だけ、田中委員からの御指摘をいただいた法改正時の学芸員に関する附帯決議の部分を1点補足させていただきます。事務局としましては、むしろそれを踏まえて、いろいろな提案をさせていただいたと思っております、例えば第2条の設置者の責任の中で、職員の確保及び処遇の向上というのを盛り込んでいる点ですとか、また、現在の職員の部分でも、博物館の学芸員について常勤の者をもって充てるというのめかなり踏み込んだ表現を使って処遇の向上を想定しているところです。

また現在、今申し上げた第14条の人材育成の第2項で「常勤の者」とあるのに加えまして、第4項において、博物館の人材養成の在り方、処遇の在り方についても検討するというところで反映をしていると考えているところです。

【松田座長】 佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 今重要な論点で私も附帯決議のことをつい忘れてしまって、どういうことが決議されたか。国会での決議なので、法改正に反映できなかったものはここで拾うというのはあると思うので、一旦どういうことが決められたか委員に共有していただいてもよろしいですか。よろしく申し上げます。

【事務局（荒川）】 共有させていただきます。

【松田座長】 ありがとうございます。田中委員もよろしいでしょうか。

どうぞお願いいたします。

【杉山委員】 1点だけ。すぐ終わります。第15条は、学芸員の人材育成において、地方公共団体、都道府県、市町村の努めるべき事柄を規定しているのかなと思うんですけど、ここにある「並びに博物館は」というのは、都道府県の教育委員会と都道府県市町村が設置するところの博物館という意味なんですかね。地方公共団体が、エリア内の学芸員の人材育成に関して積極的にコミットすべきだという趣旨は重んじるべきだと思うんですけども、今の条文の書きぶりだと、こう書いてある以上、うちがやらなくていいもんねというように読めてしまうということがあると思うので、今度までに整理したい。それで、この「並びに博物館は」の博物館は、地方公共団体が設置するところの博物館はという意味なのかどうかだけ、理解できればなと思っています。

【松田座長】 恐らく今レスポンスできるんじゃないでしょうか。お願いいたします。

【事務局（荒川）】 こちらで出てきます博物館は、特段設置者の類型に関わらず、登録博物館全般を指す言葉として使っております。

【松田座長】 よろしいでしょうか。

【田中委員】 時間がないことは重々承知しているんですけども、私、全博協という、全国大学博物館学講座協議会というものに属しております、全博協から「望ましい基準の改定に関する要望」というのを出されて、多分事前に共有されたと思うんですけども、その中で一部重要なところは、学芸員の職員の数値とか数というところを何とかしてくれないかということを抱えていたと思うんですけども、いろんな経緯があって、数値目標というか、いわゆる48基準から外したという経緯も生じていますので、この望ましい基準に今さら入れにくいというのは分かりますし、あと数的にも、前回の48基準で都道府県立は17人で、市区立は6で、町村は複数とか、私立は規模に応じてという、その数も多分、今さらもう、それが適正なのかということも検討するのは大変なので、それは重々分かるんですけど、という意味で、18ページのところを見ると、「必要な数の学芸員を置く」というところで恐らく読み込んでくれたのかなと思うんですけど、これが自治体によっては、うちの自治体では必要な数って学芸員1人だと言われてしまうと、1人が必要だと言われてしまうので、別の書きぶりで、必要な数というよりは、例えば「十分な数の」とかというふうに、1人じゃ足りないよね、どうしても、これを読めば1人でこんなことできないよねってよく分かるんですけど、ということを入れ込んでいただくと非常にありがたいなと

思います。

【松田座長】 御指摘をありがとうございます。こちらでも検討していただければと思います。非常に多岐にわたる観点から第1章を何度も見てきた結果、たくさんの論点が出てきました。これらは継続して次回も見るということにしましょう。

続きまして第2章、こちらの説明、21ページ以降ということをお願いいたします。

【事務局（荒川）】 では、22ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは2章、学習機会・情報の提供、利用者サービス、学校・家庭・地域社会連携ということで、かなり多岐にわたるテーマを扱っております。こちらは現行の望ましい基準の第8条から第12条の計4条にわたる内容となっております。大部になってしまうんですけれども、相互に関係する部分がございますので、まとめて御説明させていただきます。

まず、22ページ目から24ページ目にかけて、博物館法と施行規則の中で関係する部分を抜粋して、特に関係が深いと思われる部分を黄色マーカーしているところです。望ましい基準は、これにさらに上乘せをする形で規定をしていきたいと考えております。

25ページ目から、関連するデータや事例を御紹介しております。25ページ目は、博物館資料に関する案内や情報提供の状況ということで、おおよそ図録に関しては3割程度、年報、官報についても3割程度というところの館が取り組んでおられるんですが、数値も平成9年からほぼ横ばいの状態で、まだ改善の余地があるかと考えております。

26ページ目は、生涯学習に関する世論調査の結果を御紹介しています。「これから学習をするとした場合、どのような場所や形態で学習したいと思いますか」というアンケートに対して、インターネットで学習したいという方が6割程度。デジタルアーカイブの整備が学習機会の情報において非常に重要だということがここからうかがえるかと存じます。

次のページを御覧いただきますと、さらに世代別の詳細を記載しておりまして、今申し上げたインターネットで学びたいという意向が30歳未満ですと8割ということで、インターネットでの情報提供やデジタルアーカイブは非常に重要だと思われるところです。また、赤枠で囲んでいますが、特に若い世代において、図書館、博物館、美術館で学びたいという意向が強く見られますので、こういった若い世代に向けての取組も重要と考えられるところです。

次の28ページでは広報活動の実施状況を記載しております。ウェブサイトによる広報はもう9割の館で取組をされておられるところです。また、半数程度がSNSを使った広報が行われているんですけれども、ブロガー向けの内覧会などメディアと結びついた広報という、

工夫をした注目度を高めるような取組については、まだ4.5%と低調な様子です。

次のページ、29ページになりますが、館外展示をいろいろと進めておられる館がある中で、1つ、空港内における館外展示の事例というのををお持ちいたしました。これ以外にも、ショッピングセンターですとか駅構内でされているケースもございます。情報提供、広報、他の施設の連携の観点で参考になる取組かと存じます。

30ページから3スライドにわたって、市民への活動機会の提供の事例を御紹介しております。30ページは相模原市立博物館さんのボランティアグループによる調査研究活動、展示普及活動が行われているケースで、さらには成果発表会の場がきちんと確保されているといった取組がされております。

31ページ、32ページに続けて、大阪市立自然史博物館さんの取組を御紹介しております。市民によるサークル活動が非常に有名なところですが、市民の方々が資料の収集、展示、そして発表に至るまで全面的に関わっておられる事例です。

32ページは、特にその一つのボンドガールの取組ですが、学芸員と一緒に研究室で標本化作業を取り組まれるということで、通常の体験やイベントよりも非常に踏み込んだ形で活動に参加されておられるという事例です。

続きまして、33ページ、デジタルアーカイブは重要だということを、学習機会の提供という観点で先ほどもお伝えしましたが、デジタルアーカイブを2次利用の許諾の要件をきちんと明示して公開することによって、それを通じて新しい製品を生み出すとか創造活動に活用されるといったことが期待されます。その事例として、デジタルアーカイブを利用したグッズ製作と販売の事例を入れさせていただきました。

続いて34ページについては、SNSを活用した広報活動で、インフルエンサーやブロガーなどを活用した取組がなかなか見られないというのを先ほど御紹介したんですけれども、森美術館さんで行われているような効果的なSNSの活用というのがございましたので、どちらも御紹介しております。

続きまして35ページ、こちらは海外向けの外国語による鑑賞プログラムの実施の事例です。オンラインかつ海外向けに行われている鑑賞プログラムということで、これから、特にコロナ期に発展した部分ではあるかと思えますけれども、こういった取組も博物館の事業として考えられるかと存じます。

データと事例につきましては以上となりまして、36ページ目から改正の案を4条続けてお示しをしております。現行の第8条、学習機会の提供の内容なんですけれども、まずは改

正案の第9条第1項のところを御覧いただきまして、こちら、これまで「学習機会の提供」という表題だったんですが、博物館が社会教育施設であると同時に文化施設でもあるという位置づけが変わりましたので、「創造的活動への支援」というものを追記しております。この後の条の中でも学習機会、あるいは社会教育によって記載されていた部分については、創造的活動あるいは文化芸術という観点を盛り込む形で改正案を作成しております。

第1項におきまして、実施する事業の内容に関する案内書、パンフレット、図録、解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、インターネット等で広く閲覧に供し、頒布することというのを入れておりますが、こちらは現行の第9条の情報の提供の第1項1号、2号にあったものを移動してきております。これまで情報の提供の中で、閲覧に供し、頒布するということを記載していたんですが、情報の提供というよりも、きちんと学習機会の提供や創造的活動につなげていただくという目的をはっきりさせたほうがよいのではないかとということでこちらに移しております。また、インターネット等で広く閲覧に供するという部分も、今回新たに追記をしております。

2号につきまして、講演会、研究会、体験活動等を開催するだけでなく、開催の援助を行ったり、また、学校や商業施設等における館外展示の実施、デジタルアーカイブの公開等の方法により学習機会を広く提供するというのを記載しております。

3号におきまして、文化芸術に関する活動の環境の整備、2次利用の許諾を含むデジタルアーカイブのオープンデータ化等の取組により創造的活動の機会を広く提供することを新設してはどうかと考えております。

この旧第8条、新第9条の続きが37ページ目に号が続いております。第4号において、こちらは現行の第11条、学校、家庭及び地域社会との連携の中で記載をしておりました地域住民への活動の機会の提供を移してきてはどうかと考えております。利用者、地域住民等の学習活動及び創造的活動を促進するため、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画または実施業務の補助、博物館資料の調査または整理その他の活動の機会を提供すること。その後、5号、6号については、これまで規定していた学校教育、社会教育における学校や社会教育指導者との連携をそのまま残しているところです。

2項におきまして、「前項各号の業務を実施するに当たっては、子供とその保護者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者等、多様な利用者の利用が可能となるよう留意するものとする」ということで、受け手の利用者の方の状況に応じた配慮を行うことをここで規定しているところです。

続きまして、38ページ目で次の条に移りまして、現行の第9条の情報の提供について、こちらに関しましては、「情報の提供」という表題を「情報発信、広報等」という形に変えることができないかと考えています。単に情報を提供するだけではなく、改正案第10条のところに記載しておりますとおり、「博物館は、当該博物館の活動の価値及び魅力について広く一般公衆に共有を図るとともに、その利用者、地域住民その他の関係者との間で望ましい関係を構築するため、その活動についての情報発信及び広報の実施に努めるものとする」と。こちらが第1章のところで御指摘いただきましたような社会への価値の発信ですとか、また、博物館の意義を設置者も含めて理解していただくといったようなところに呼応する内容になっているかと存じます。

第2項につきましては、「インターネットの活用その他の方法により、一般公衆に広く認知されるような工夫に努める」ということも追記しております。

第3項におきまして、当該博物館の特性を踏まえつつ、我が国の文化に対する国際的な評価や資料に対する海外の関心に配慮し、電磁的記録の作成及び公開を含む多言語での情報提供に努めるものとするということを新設しております。こちらは、情報の発信や広報の観点で記載をしているもので、これまでに日本語を理解できない者に向けた配慮を規定してきているところなんですけれども、こちらはそれよりも広い文脈で海外向けの取組を奨励するという趣旨で記載をしております。

続きまして39ページ目で、また、これが次の条になりますけれども、現行の第10条、利用者に対応したサービスの提供の部分について、細かいところなんですけれども、修正を行っております。これまで「乳幼児の保護者、外国人その他」という形で例示が挙がっていたんですけれども、乳幼児の保護者に配慮先を限る必要もないだろうということで、施行規則にも今回入っております「妊娠中の者」を規定した上で、「子供とその保護者」というより広い言いぶりに修正をしております。また、外国人について「日本語を理解できない者」という表現に修正をしております。こちらについて前回、あまりふさわしい表現でないのではないかという御意見をいただいたんですけれども、既に施行規則の中で使用している表現ということで、こちらを使用させていただければと存じます。

関連しまして、「青少年」という言いぶりを「子供」という表現に置き換えております。青少年の範囲が分かりにくいという御指摘もありましたので、表現を変更しております。

3項が新たな観点となりますが、「利用者の満足度を向上するため、ショップやカフェ等の来館者向けのサービスの提供や、多様な会場利用を含む施設及び設備の活用の促進に努

めるものとする」ということで、会場利用に関しては、これまでのワーキンググループの中でも、ユニークベニューですとか施設の貸出しによる収入などの御指摘もございましたが、そういったものを進めていくという趣旨で記載をしております。

続きまして40ページ、4条のうちの最後の1つになりますけれども、現行の第11条、学校、家庭及び地域社会との連携の条になります。こちらについては、第1項はもともと社会教育寄りの記載でございましたので、文化芸術の視点を入れて改正案を御提示しております。また、第2項につきましては、先ほど申し上げたとおり、第9条に移動してございまして、第2項の内容はがらりと、今回の法改正で盛り込まれた地域の活力の向上に関する規定を盛り込んでおります。2項、「博物館は、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会包摂に係る課題、人口減少、過疎化、高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題に、当該博物館やその所在する地域の特性に応じて取り組むよう努めるものとする」ということを案として提示させていただいたところです。

第2章につきまして事務局からの説明は以上となります。

【松田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの第2章の中で示された基準案につき、御質問、御意見があればお願いいたします。最初のほうで、36ページ以降、「創造的活動」という言葉が付け加わったことが私にとっては印象的でした。いくつかの概念を包含できる良い言葉を編み出されたなと感じました。委員の皆様方、いかがでしょうか。これまた多岐にわたる内容でしたけれども。

杉山委員、お願いいたします。

【杉山委員】 39ページの第11条3項、「利用者の満足度を向上するため、ショップやカフェ等の来館者向けサービスの提供」と書いてあるんですけども、受けるサービスとしては物販とか飲食だと思います。ショップとかカフェを設置するのを奨励しているわけではなくて、来館者が多様なサービスを受けることを奨励したいんだと思うんですね。なので、言いぶりとしては、物販とか飲食というところとあれなので、例えば、「魅力ある博物館ならではの特色ある物品購入や飲食の来館者向けサービス」というようなことのほうが意味が通るかなと思います。ポップアップショップとかキッチンカーみたいなものでもすごく楽しいので、ショップをつくれ、カフェをつくれというよりはサービス本位で書いたほうがいいかなと思いました。

【松田座長】 杉山委員、御指摘ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

御手洗委員、お願いいたします。

【御手洗委員】 ありがとうございます。私は言葉の意味について教えていただきたいくて、38ページの「情報発信、広報等」って書いてあって、違いが分からなくて。先ほど「情報の提供」という言葉があまり適切ではないみたいな表現もされていた中で、情報の発信というのと提供の違いもないのかなとか、その辺りを教えていただけるとありがたいです。

【松田座長】 事務局、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 厳密に定義として切り分けているというものでなく恐縮なんですけれども、情報発信については、広報よりも広くいろいろな形態があり得るかなと思っていて、博物館の側から情報を今まで提供ではあったんですけども、提供よりも、主体的に伝えようとする意識を持って発信していただきたいという趣旨で、情報の提供から情報発信という形に変えていると。さらに、広報紙などを通じて情報提供されていたり、また宣伝を兼ねる形で広報を行っていたりというところについては、情報発信だけでない、広がりがあるように思われる広報というのを並べて記載させていただいたという背景です。

【中尾博物館支援調査官】 ちょっと事務局の中尾から補足します。広報は、基本的には博物館の取組について知らせるといふ部分だと思えますけれども、情報発信は博物館の活動成果とか、こういったものもしっかり発信することを含んでいる概念かと思っております。活動の価値及び魅力について発信していくという中で、博物館が行う活動の記録であるとか、例えば調査研究の成果であるとか、デジタルアーカイブもそうですけれども、こういったものを情報として発信していく。これは広報に収まらない部分だと思えますので、並べているところです。

【御手洗委員】 理解しました。ありがとうございます。

【松田座長】 佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 10条のところなんですけれども、実は我々の話になってしまうんですけども、今、来館者の半数が外国人なんです。そこで今我々が非常に苦悩しているのが、外国人が多いことによる、外国人に対する、ちょっと差別的表現を含んだSNS上での我々の館に対するコメントが結構多いんです。何でこんなにたくさん来るんだとか、丸々人は来るなみたいな、そういう発言が結構あったりするんです。私はできれば、ここが外国人、特に配慮を要する者が円滑に利用できるよって書いてあるんですけども、どこかにもうちょっと公平性というものを含める言葉が入れられないかなということ考えたのと、もう一つは、最近では外国人と日本人の二重料金というのをちまたでは礼賛するようなコメントも多いんですけど、我々はそういう考えは今持っていないんですけども、そういうこ

とに関しても、近い将来、対応が必要になるんじゃないかなという気がしました。

以上です。

【松田座長】 では、事務局、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 すいません、御質問になってしまうのですが、公平性という意味合いを入れられないかというところで、意図されているのは、外国の方と入館者間での公平な取扱いという意味での公平性という趣旨でよろしいでしょうか。

【佐藤委員】 そうですね。はい。

【松田座長】 今日の政治状況を意識させられるような御指摘でした。

中尾調査官、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 佐藤委員、ありがとうございます。現場からの真摯な声として、非常に大事な参考になってくるかと思っております。今、公平性のキーワードが出てきたと思うんですけれども、ここの観点、すごく大事だと思っております。よく言われるのは、平等性と公平性は違うんだという部分です。この辺りに関しても、配慮が必要という部分で、そういった議論の中で出てくるのは、外国人のような方々もちろん入ってはきますけれども、障害者とか多様な利用者という部分に関してのエクイティ、公平性を担保すべきだという議論で入ってきていると思うんです。なので、公平性の話を盛り込んでいこうと思うと、外国人とかの利用だけじゃなくて、様々な方々という部分を広くやらなきゃいけないので、情報発信の部分だけではない話になってくるのかなと思いますので、ここが盛り込めるのかどうかという部分は少し検討していきたいとは思っております。

一方で、外国人さんの利用に関して、何か差をつけるのかどうかということに関しては、あらゆる人に開いていくんだという博物館の精神もあるとは思っていますので、ここに関してどう判断するかだと思っています。

一方で、二重料金に関しては、これは経営戦略として様々な戦略があろうかと思っておりますので、あまり踏み込んだことも言えないのかなというところが所感として今受けたところです。ありがとうございました。

【松田座長】 ありがとうございます。確かに「情報発信」は「広報」よりもう一段階上の話も含まれているような気がしました。そのほかいかがでしょうか。

田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 36ページの第9条の第3項の部分なんですけれども、新設で、「二次利用の許諾を含むデジタルアーカイブのオープンデータ化」ということは、つまり、できる限り

無料で公開して、創造的活動の機会を提供するように努めることということですよ。これ恐らく、欧米と日本では真逆の対応になっていて、よく言われる、パブリックドメインになっているものが無料公開、高精細で公開しているというのが欧米系で、欧米系と言ってもごく一部ですけども、商業利用についても、クレジットに載せてくれば自由に使っていいという、そういうところと、バーサス日本の場合は、著作権が切れていても申請が必要で、さらに使用料を取るというのが日本の博物館、美術館、結構多いということで、とある企業が大本になっているというのは皆さん御存じだと思うんですけども、そこをなるべくオープンデータ化してくださいねということなんですよ、これって。

でもそうすると、お金を取るようになった経緯を考えると、指定管理者制度が導入されたり、あとは独立行政法人になって、できるだけ自分たちで、自分たちでというのは、つまり博物館側で稼いでくださいということになり、何か稼げるものはないかって見たときに、自分たちの持っているデジタルデータとか資産とかって貸出し料でお金が取れるんじゃないかみたいな発想になり、お金を取るようになって、今、収入源にはなっているわけですよ。ということは、その収入源がなくなるので、その分の補填なり何なりをしないと、恐らく手放せないというところが非常に大きいと思うので、この辺りの財政的な措置とか支援とか何なり、そういったところがないと、一度お金を取り始めたところを手放してオープンデータにしてください。もちろんそのほうが絶対いいと思うんです。いろんなものが生まれたりとか自由に使ってもらったりとか、初音ミクの例じゃないですけど、そういったことで新しいものが生まれたりというのもあると思うんですけど、一度収入源になってしまって、その収入で予算を組んでというのをやっちゃってしまっているところで、それを手放してくれというのは、確かに財政的な支援があれば全然手放せますよということになると思うんです。これ、国立も自治体も恐らく同じだと思うので、この辺りも何か、それこそさっきからよく出ている設置者の責任ではないですけども、何らかの財政的な裏づけなり支援なりというところがないと、なかなかこれは進まないのかなという気は。もちろん指定管理者制度とか独立行政法人の制度的な枠組みもあると思うんですが、その辺りの何か、もう一つないとこれは進まないんじゃないかなという気はしています。

【佐々木委員】 その点、いいですか。

【松田座長】 佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 今の点、現場の視点から。望ましい基準なので、こういった文化資源のオープンデータ化は、国としてどういう基本方針があるのか確認していただいた上で、

オープンデータ化して創造的活動に広く提供する、また、いろいろなことを国内外に知ってもらうということが基本にあるのであれば、この方向で私はいいと思います。

一方、田中委員がおっしゃるように実際そういうところで収入を得ている施設もあるので、現場でもオープンデータ化に沿うようにはしているんですが、高精細画像で商業利用するものについてはお金を頂く、パブリックドメインでより広く共有する部分と、商業利用で収益を得る人に対してはお金を頂くというような切り分けもしているので、私は個人的には、基本的な方向、望ましい在り方としては、この条項があったほうが、ミュージアムが持っている文化資源の価値が広まると考えております。

【松田座長】 中尾調査官、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。基本今、佐々木委員からも言っていたとおりにかとは思いますが、博物館がやはり学習機会の提供を行うものであることは法の第1条にも第2条にも書かれている話であって、博物館がこういった機会を提供するのはすごく大事なことだと思っています。政府としてもオープンデータ化の方針でありますので、様々な情報資源を国民が使えるようにしていくという大方針もございません。

他方で収益源としてのデジタルアーカイブが存在していることも承知はしておりますけれども、その運用方法については、今佐々木委員からおっしゃっていただいたとおりにかと思っております。これはどこの博物館でも割とそうされているんじゃないかなと思うんですけども、例えばルーヴル美術館というのも写真の使用料を結構大きく取っているところではあるんです。ただ、無料デジタルアーカイブも公開している。二項対立に置くのではなくて、学習資源として提供しつつ、高精細に関しては、商業利用に関しては利用料を取るといったような方法で十分に運用していける部分もあるのかなと思っております。

できればこういった形で進めていきたいのは、収益化が可能なんじゃないかということで、今オープンにしていない、とはいえ、実際に商業利用をするわけでも、利用をさせるわけでもないんだけど、オープンにしない館があり、そのために博物館の資源が活用されない状態に置かれてしまっているということを変えていきたい、ということですので、方針としては、オープンデータ化の方針はやはり打ち出していくべきなのかなと感じているところです。

【事務局（荒川）】 さらに補足をさせていただきますと、資料写真の利用料のお話は、第3条の博物館の経営で、収入の多角化とその拡大を図る観点でも出していただいたかな

と思っております、そういった形で料金を徴収することを妨げるという趣旨で、この第9条第3項を記載しているわけではございません。そういった工夫を各館でしていただいても差し支えないと思っております。

一方で、デジタルアーカイブ等のオープンデータ化は政府として推進している方向性で、その際に許諾要件が不明瞭で、実際にはインターネットでデータにアクセスできるんだけど使えるかどうかよく分からないですとか、必要以上に厳しい制限をかけているというようなケースがありまして、そういったところに配慮いただきたいということを含めて、このオープンデータ化を記載させていただいたところです。

【松田座長】 田中委員、よろしいでしょうか。

【田中委員】 私もできるだけオープンデータ化で、本当にどんどん公開していくべきだと思うんですよ。高精細も含めてですけどね。一部商業利用については考えてもいいかもしれないんですけども、できるだけ多くの機会を提供して、誰でも使えるというふうにしてもらったほうが。さらに今、いろいろ細かい規定とかを見ていくと、一般の書籍であれば商業利用としてお金を取るというところもあったりするので、意外とそれは各館に任されているというところがあるので、あらゆるところから、一般流通に乗ったら商業利用だからお金を取るというところもあれば、さらに教科書でも、教科書の本体は無料なんですけど副読本は有料とかそういった謎の規定があったり、そういったところもあるので、できる限りオープンデータ化するのが望ましいというところの方向性を出して、そういったところは広く開いていかないと、お金がかかるから利用するのをやめようとか、副読本も予算があるから、今出版業界も厳しいのでやめようというふうになって、利用がどんどん減っていくという悪循環になると思うので、その辺りも含めて、収入ってどれぐらいなのかというのを見て、それぐらい広報費として負担して、その辺は減るかもしれないけど、その分の広報になるんだよということで、大きく開いていく方向性がいいのかなとは思っています。

【松田座長】 ありがとうございます。オープンデータ化が望ましいということでは、全員が合意できるのではないかと思います。しかし、田中委員から、これをやる上での現実的な課題を御指摘いただいたと理解いたしました。

今私、気づいたのですが、横山委員が退室されています。すいません、そのタイミングをお伝えできませんでした。

半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 田中委員が御指摘されたことと佐々木委員がおっしゃったことは、まあ、そうだよねという話だと思うんですけど、お二人の話を聞いていて、ちょっと違う視点で思ったことが、御説明いただいた改正案の第9条って、大体トーンとしては、「頒布すること」とか「提供すること」とか、今御意見の出た3項についても「提供すること」という表現になっています。望ましい基準については、佐々木さんもおっしゃったけど、どっちかという、博物館として活動していく上ではこのぐらいのことはやってほしいですねというハイアースタANDARDだと捉えたときに、ハイアースタANDARDとしての望ましい基準の中の表現として、今申し上げたように「提供すること」とか「頒布すること」とかというふうに義務、これはやらなくちゃいけないですよと取れる表現をしているところ、逆に10条以降になると、「努めるものとする」という表現がすごく増えてくる。こういうことは必要だから、そういうふうにする努力をしてくださいねという努力目標として表現されていることと、どういうふうに使分けられているのかが若干分からなくなった。

話題になっている9条3項についても、出た御意見を総合してみると、理念としてはこういう方向に向いていくのがいいと思っていますよ。オープンデータ化というものもあるべき方向だと思うので、そういうところを御理解くださいねと言っているとすれば、これはどっちかという、努めるものとするに属する内容なのかなと思いつつ、広く提供することという義務みたいに表現されているところを、全体を通してちょっと調整する必要があるのではないかと感じたということです。

【松田座長】 事務局、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 今、半田委員から御指摘いただきましたとおり、望ましい基準の位置づけとして、これは義務をかけていく趣旨ではなく、方向性を指し示すものですので、原則、いずれの条においても、「何々するよう努めるものとする」、あるいは「何々に留意するものとする」という書きぶりに、今回の改正においても統一するように留意してきたところなんですけれども、もともとの条文が、現行の第8条の語尾の部分が、「次に掲げる業務を実施するものとする」という書きぶりになってしまっていて、本来の基準の位置づけより強い書きぶりになっていたのかなと。その意味では、1項の部分で「実施するよう努めるもの」とするとした上で、1号から6号の語尾の部分は、今の「提供すること」とか「頒布すること」とか、そういった語尾でまとめるのがよろしいのかなと思いました。

【松田座長】 半田委員の御指摘が生かされそうです。そのほか。

佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】　　すごく細かいことで申し訳ないんですけども、11条の3項のところ、「博物館は、利用者の満足度を向上するため」とあるんですけども、この「満足度」という言葉ってどうなのかなって私は以前からすごく疑問に思っていて、満足というのは、博物館が追い求めるものなのかなというのがまず1つと、あと、その後にショップやカフェ等のサービス提供ってあるので、これってどちらかというと満足度、満たされたというものよりは、利便性の向上とか利用頻度の向上とか、そういうものにつながるためのものなのかなと思うので、満足度ってどうなのかなという、何とも言えないんですけども、そう思いました。

【松田座長】　　御指摘を受けて、「満足度」という言葉について、ちょっと考えていただくことになりました。

その後、大原委員より挙手が挙がっておりますので、中尾調査官、大原委員の順番でお願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】　　先に失礼いたします。満足度の向上という部分、一応これは博物館として公益的な事業を行っていく中で、利用者のニーズに応じていくという部分ですね。例えば知的好奇心を満たしたい、これが満たされれば満足する、よいものを鑑賞したい、見られれば満足する、学習をしたい、これができれば満足するということだと思っております。なので、満足度の向上というのは指標的で、少し引っかかりのある言葉かなとは思っておりますけれども、意図としてはそういう形で入れたところでございます。

【松田座長】　　続けて、荒川さん、お願いいたします。

【事務局（荒川）】　　さらに補足になってしまうんですけども、今御指摘いただいた部分、確かに「利用者の満足度」という表現が望ましい基準の中でここにしか出てこない表現になってしまっているんですが、必ずしも来館者向けサービスによって向上すると限らない指標だと思いますので、ここにだけ入っているのはちょっとおかしいのかなと。その意味でほかの部分では、例えば利用者の目線に立ちですとか機会を提供するといった形で利用者に配慮するということを記載していますので、そういったところと書きぶりを合わせたり、あるいは事業全体に係るところでそれを規定して、ここからは満足度の向上というのは割愛するのがよろしいかなと思いました。

【松田座長】　　佐藤委員の提案が、これまたよい方向に生かされそうです。

大原委員、お待たせいたしました。お願いいたします。

【大原委員】　　ありがとうございます。どこでお話ししていいか迷いながら、あと不勉強

強なので、もしかしたら入っているかもしれないんですけど、博物館、最近、有名建築家によって建てられているものもあって、建物自体を学びたい方とかもおられると思うんです。設計図とかは博物館資料に入っていると思うんですけど、建物自体も入っているんですか。教えてください。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。今の御質問に関しては、建物としては、今のところの条文として入っておりません。また、これを望ましい基準に入れていくという観点は、そういった建築を促進するといいますか、望ましいものとして示すことになろうかと思っています。ただ、様々な自治体があって、公立館においてはそういった設置の資金に関しても定めや制限がある。また、私立においても、設置者側でどのような予算を組んで、どのような博物館を運営していくのかという観点の中で、有名建築家に頼むか頼まないかというのはそれぞれの判断だと思うんです。なので、望ましい観点の中で、建物建築に関してそういった鑑賞機会を提供するとか学習させるとかという部分に関しては、ちょっと書きづらいのかなというようなのが、今いただいた第一感としてはそういうところですよ。

【大原委員】 ありがとうございます。例えば、既に亡くなっていらっしゃる建築家の方もミュージアムを建てていらっしゃるんですよね。そういったものの研究にいらっしゃる方への情報提供の中に建物自体が入っているかどうかというところなんですけど。

【松田座長】 館によるのではないかと、という佐々木委員の独り言が今聞こえました。しかし、確かに盲点というか、考えていなかった点でした。望ましい基準に書いてよいのかどうかは意見が分かれると思うんですけども。

田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 先日、学生を連れて博物館実習の学外見学で港区立郷土歴史館に行ったんですけど、あそこ、旧公衆衛生院の建物を、歴史的建造物を利用して博物館施設にしているということで、文化財系の学芸員さんに聞いたら、建物だけを見学に来る人が実はすごく多いと。しかも、建物だけは無料なんです。展示室に入ると有料なので、ちょっと現金かもしれないんですけど、みんな結構建物見学ツアーみたいな感じで、それは別に勝手に企画して見に来てくれていますということで、そういった方が多いんですよって言ったら、実際もうこういう旗を持って建物見学、みんなカメラを下げている、多分あの方々は皆さん、建物だけを見て帰りますみたいな、本当は展示を見てほしいんですけどみたいな話をしていたんですけど、そういったことも最近是非常に増えているのかな。

その近くにある東京都庭園美術館もまさにアールデコの建物で、文化財にも指定されている建物で、そういえば庭園もありましたね。庭園と建物が一体的になっているので、庭園に入るだけの方もいるし、建物を外から見るだけの方もいるし、展示室を見る方もいるということで、様々な利用方法が。建物もやはり見学の一つの大きな要因になっているのかなと思いました。

【松田座長】 情報提供ありがとうございます。どうでしょうか。

事務局、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 展示の一環として建築を紹介するという趣旨で、今御提案をいただいたのかなと思うんですけれども、関連する条文として、今日取り扱うことはできないかと思うんですが、お渡ししている資料の中の57ページ、58ページで、現行の第15条、改正案の第16条の「施設及び設備」という項目がありまして、もしかすると施設及び設備について規定するものの中で、そういった価値のある施設及び設備を有する場合には、その内容について紹介するものとするですとか、ちょっと今、案文をうまく考えることができないんですけれども、施設及び設備のほうで触れる余地もあり得るのかなと思いましたので、念のためお伝えいたします。

【松田座長】 御手洗委員、お願いいたします。

【御手洗委員】 ありがとうございます。39ページの3、「博物館は、利用者の満足度を向上するため、ショップやカフェ等」と書かれているんですけど、まさに今のお話でいう建物だったり庭園なんかも、ここの「等」の中に入ってくるのかなと今ちょっと思ったというののシェアです。

以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。大原委員より、問題提起を含めてご指摘いただきましたが、後で施設について議論する際にもう一度取り上げられるということで、今のところは大丈夫でしょうか。

中尾調査官、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 建物の魅力というのが博物館の1つの魅力である、そういった博物館があることも存じ上げておりますけれども、ただ、問題として出てきているところもあるのは、非常に立派な建物を建ててしまった結果として、維持費がかかり過ぎてしまう、電気代がかかり過ぎてしまったりとか、また、特殊な材料を使っているために材料の変更が利かないとか、そういった問題も博物館の維持、持続化という部分では出てきて

いることも存じ上げております。なので、そういった問題全体を考えまして、そういった部分をどのように盛り込んでいくのかは検討していきたいとは思っております。

【松田座長】 ありがとうございます。

大原委員、お願いいたします。

【大原委員】 ありがとうございます。私自身が気になったのは、改正第9条のところに、博物館資料に関する案内とか活動に関するところってあって、建物に関する情報は出さないのかなという基本的、すごく単純なところだったんです。よしもあしきも、やはり建物に関する情報もオープンだったほうがいいんじゃないかなとは思っておりますが、御判断はお任せします。

【松田座長】 何ページでしょう。

【事務局（荒川）】 36ページの第9条の第1号の案内書、パンフレット、図録、解説書というところです。

【大原委員】 ここで、資料と事業のことに関するものだけでいいのかなというところでした。

【松田座長】 私が良く知る某公立博物館はかなり老朽化が進み、かつ建築としての魅力も感じられないのですが、そのような例もたくさんあるような気がします。

【半田座長代理】 建物が資料になっている博物館もある。

【松田座長】 そうですね。建物が資料になっている博物館もあります。御指摘を事務局の中で考えていただくことになりましょうか。

【佐々木委員】 「施設」という言葉は入っているので、別に悪くはない。

【松田座長】 そうですね。資料として捉えるか施設として捉えるか、ちょっと検討していただければと思います。盲点というか、気づいてなかった点を御指摘いただき、大原委員、ありがとうございます。ただいま時間を見ますと11時58分となりました。本来今日、第3章ぐらいまで行ければと思ったんですが、議論が白熱し、とてもよい論点が提示されました。一方で、司会の不手際で、事務局には進行という意味で御迷惑をおかけし、失礼いたしました。

では、今日のところは議論を締めさせていただきます。第3章以降は次回のワーキンググループでの検討課題となります。

では、最後に事務局より連絡事項があればお願いいたします。

【事務局（荒川）】 先ほど座長からも御紹介ありましたけれども、次回のワーキンググ

ループは、8月8日金曜日10時からを予定しております。これをもちまして、今日お配りしている資料全条文について御議論をいただきたいと思っております。その後、8月19日火曜日10時から、またワーキンググループを予定しております、この際に望ましい基準に関する案を固めていただいて、議論を締めくくりたいと考えております。

事務局からは以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。今回は第3章、第4章を集中的に見る。そして8月19日は、望ましい基準を考える最終回になるんでしょう。では、そのようなスケジュールで進めていくということで、委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第2期文化施設部会博物館ワーキンググループ第3回を閉会します。本日はありがとうございました。

— 了 —